

## 国は空き家対策等に係る中間とりまとめ

国は社会資本整備審議会産業分科会不動産部会にて空き家対策等に係る中間とりまとめを行った(概要)

### 1. 空き家対策の推進について

○ 空き家には、除却すべきものから、資産価値があつてそのまま市場に流通させることが可能であるものまで、多様な形態のものが存在するため、空き家の態様に応じて、除却、発生予防、適正な管理、市場での流通・活用等、対策を強化。

○ 特に、空き家の再生・流通は、所有者及び我が国の社会経済にとって、国民の貴重な不動産ストックの活用の観点から有意義であり、マーケットでの流通がなされるよう、環境整備を進めていくことが重要。

○ 主な具体的取組

- ・ 空き家対策推進のための基礎整備 ex. 地方自治体の首長で構成する空き家対策全国協議会の設置
- ・ 空き家の発生予防 ex. 相談窓口の設置、相談会等の開催 ・ 空き家の適正な管理 ex. 空き家管理業者の育成
- ・ マッチング・媒介機能の強化 ex. 宅地建物取引業者の媒介業務に係る負担の適正化
- ・ 空き家の再生・リノベーション ex. コンバージョンや用途変更等が円滑に行えるような建築規制の合理化

### 2. 不動産分野における新技術の活用等の方向性

○ 今後の不動産業の発展に向けては、[1]基盤となる不動産情報データの整備・充実、 [2]新技術等を活用した産業の振興、 [3]不動産流通や不動産投資促進のための環境整備が重要。

○ 従来の不動産分野の枠を超えて、産学官の連携のもと、幅広い分野横断的政策的アプローチを進め、消費者サービスの拡大、業務効率化、新たなビジネスの創出等を実現。 などをとりまとめて報告しています。

## なるほど家づくりコラム⑩ = 住まいとは生活する場 =

住まいは、健康的で文化的な生活を営む場であり、自由に個人生活を楽しむ場でなければなりません。

住まいにおける行為には、家族の生活行為（会話、飲食、視聴、遊び、接客など）と、個人の生活行為（睡眠、読書、趣味、用便、入浴、洗面、勉強など）があり、それは個人によってそれぞれに異なっています。

しかし、これらの生活行為をしっかりととらえなければ、間取りを考えることも、満足いく住宅をつくることも出来ないでしょう。なぜなら生活行為そのものが、必要な部屋の割り出しになり、部屋の内容を定める基本的な要素となるからです。

そして、家族全員の今までのライフスタイルを見直した上で、将来の生活設計をすることが何よりも大切なことで、このことから住まいの設計が始まると言ってもよいでしょう。

まずは、あなたの生活を分析してみてくださいはどうでしょうか。

### 友の会会員からのお知らせ

#### 耐震リフォーム達人塾 ～入門編～

あなたも耐震リフォームの  
達人を目指しませんか？

日時 8月24日

13:30～16:30

場所 宮崎市民文化ホール  
1階イベントホール

受講料 無料

(テキスト代 2,000円)

申込

宮崎県建築士事務所協会

TEL 0985-29-1188

### 事務局からのお知らせ

■お知らせなど情報提供をお願いします

(一財) 宮崎県建築住宅センター

〒880-0913 宮崎市恒久1-7-14

Tel 0985-50-5586

Fax 0985-50-5621